

松田新田浄水場包括的維持管理業務委託

要 求 水 準 書

令和 7 年 10 月

宇都宮市上下水道局

水道管理課

第1章 総則

(趣旨)

第1条 松田新田浄水場包括的維持管理業務委託要求水準書（以下、「本要求水準書」という。）は、委託者及び受託者が松田新田浄水場包括的維持管理業務委託（以下、「本業務」という。）を実施する上で満たすべき業務の水準を定めるものであり、受託者が具体的な実施方法などを提案する上での指針となるものである。

(適用)

第2条 受託者は、本業務の契約期間中、本要求水準書を遵守しなければならない。

- 2 受託者は、本要求水準書に、定める事項を満たす限りにおいて、本業務に関し自由に提案を行うことができるものとする
- 3 受託者が提出する提案については、委託者と受託者が協議を行った上で、その内容を本業務の履行に十分反映させるものとする。

(業務の履行)

第3条 受託者は、契約書、性能仕様書、本要求水準書、その他関係書類及び関係法令を遵守し、施設及び機器類を適切に運転管理・維持管理することにより施設の機能を十分に発揮し、安全・安定的な水道水の供給を図るものとする。

- 2 受託者は、委託者が実施していた業務を包括的に受託することから、業務従事者に必要な資格者を配置し、適正な業務を遂行する体制を整えるものとする。
- 3 受託者は、本業務が長期にわたり継続するものであることから、浄水場、取水場及び管路施設等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し浄水場等の運転及び維持管理に精通するとともに、常に問題意識をもって業務の履行にあたり、自らの持つ技術力を活かし、様々な取り組みや創意工夫を行って、設備の予防保全並びに業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとする。
- 4 受託者は、事業開始後に新たな提案によりコスト縮減を図った場合は、費用の縮減分の分配等については、提案ごとに委託者と別途協議するものとする。
- 5 受託者は、本業務が水道水の供給という社会的使命を持つことを認識し、その役割を誠実に行うものとする。
- 6 受託者は、地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗を期すること。

(業務の一部再委託)

第4条 本業務の実施にあたり、受託者は、書面により委託者の承認を受けた場合に限り、その業務の一部を他の者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受託者は業務の実施にあたっては工程管理、業務実施確認等、その業務が完了するまで責任をもって監督するものとする。

- 2 委託者は、再委託等を行うことにより、業務の確実な履行が見込めないと認める場合には承認しないことができる。また、業務の全部を再委託することはできないものとする。

(貸与品)

第5条 委託者は、受託者に業務に必要な関係書類、工具、試験機器等を貸与する。

- 2 受託者は、前項に掲げる以外のもので、業務遂行上必要と認められた場合は、委託者の許可を得て使用することができる。
- 3 受託者は、貸与品等について、台帳を作成して適切な管理を行い、委託者に報告しなければならない。

(資料の保管)

第6条 受託者は、貸与された資料、関係書類等について責任を持って保管するものとし、委託者の許可なくそれらを外部に持出し、又は提供してはならない。

(盗難、火災等の防止)

第7条 受託者は、委託施設の火災防止、盗難防止に努めなければならない。

(安全管理)

- 第8条 受託者は、業務遂行上危険が見込まれる場合や保安設備の改善が必要な場合は、委託者に速やかに報告するとともに必要な対策を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。
- 2 受託者は、従事者が危険な作業を行う場合は、関係法令を遵守し、安全教育を実施して、作業の安全確保を図らなければならない。

(危機管理)

- 第9条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 委託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する

(環境への取り組み)

第 10 条 受託者は、業務の履行にあたり、常に省エネルギー及び省資源の視点から、環境に配慮しなければならない。

(関係法令順守)

第 11 条 受託者は、業務履行にあたり、次に掲げる法規を遵守しなければならない。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 職業安定法
- (4) 労働者災害補償保険法
- (5) 水道法
- (6) 電気事業法
- (7) 消防法
- (8) 騒音規制法
- (9) 水質汚濁防止法
- (10) 大気汚染防止法
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (12) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- (13) 個人情報の保護に関する法律
- (14) その他、この契約の履行に関する法律
- (15) 監督官庁からの指示命令等

(報告書等の提出及び協議)

第 12 条 受託者は、受託者が作成して委託者の承認を得た様式に従い、業務日誌、月間業務履行報告書、年間業務履行報告書、点検及び整備報告書等を、遅延なく委託者に提出しなければならない。また、業務日誌、月間業務履行報告書、年間業務履行報告書、点検及び整備報告書等の報告事項の中に技術的問題がある場合、その都度委託者に報告し、協議しなければならない。

(要求水準書の未達)

第 13 条 受託者の原因で本要求水準書に求める要件が満足できなくなった場合は、受託者は速やかに委託者に報告するものとする。この場合において、受託者は、前号の原因を究明し、満足すべき要件が達成できるように適切な措置を講じて、状況を改善するものとする。

- 2 要求水準書の未達が水道利用者に重大な影響を与えるような場合、委託者及び受託者は協力して、その改善に努めなければならない。
- 3 要求水準書の未達に対する罰則等については、契約時に両者で取決めるとともに、少なくとも 1 か月以上前に、未達と思われる事項について、十分な調査を基に委託者と受託者が協議して決めることとする。

(業務の中断)

第 14 条 受託者は、労働争議等により委託業務を中断することのないようにしなければならない。

(履行期間終了に伴う業務引継)

第 15 条 受託者は、本業務に支障が生じることがないように、委託業務が終了した時、又は契約が解除された時は、委託者が指定する者に対象施設・整備の運転管理及び保全管理に関わる業務引継を誠実に行わなければならない。

- 2 受託者は、引継ぎのために必要となる業務に関する留意事項、マニュアルその他必要な資料を含む引継ぎを作成すること。
- 3 受託者は、本業務が円滑に引継がれるよう、委託者に最大限協力すること。
- 4 業務引継に係る費用は、受託者の負担とする。
- 5 前受託者から対象施設の運転方法等について指導を受け、引き継ぎを行うこと。なお、前受託者から指導を受ける期間は、前受託者との調整の上、受託者が任意に設定すること。

第2章 業務の水準

(業務の実施)

第16条 受託者は、本業務の実施体制等について、契約締結後速やかに委託者が定めた監督員と打合せを行い、契約書、性能仕様書、本要求水準書に基づき、業務履行計画書を作成して委託者の承諾を得なければならない。

2 受託者は、業務履行計画書に基づいた、年間業務実施計画書及び月間業務実施計画書を作成して委託者の承認を得なければならない。

3 年間業務実施計画書及び月間業務実施計画書に記載が必要な事項は、委託者と受託者の協議によるものとする。

4 委託者は、承認した業務の実施体制であっても、本業務の遂行上必要があると認められる場合は、文書で改善を申し入れることができるものとする。この場合、受託者は誠意をもってこれに対応しなければならない。

5 委託者は、緊急を要すると判断した業務については、受託者に他の業務に優先して実施するように指示することができるものとする。この場合、受託者は委託者の指示に従い対応するものとする。

6 受託者は、運転管理、図書類及び機器類等に精通し、適切な運転・操作を行い、誤操作防止に努めなければならない。また、常に問題意識をもって業務の履行にあたり、自らの持つ技術力を生かし、様々な取り組みや創意工夫を持って、設備の予防保全並びに業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとする。

7 受託者は、安定供給の維持、施設・作業の安全確保及び技術の向上を図るため、教育、研修、事故・災害発生時に備えた訓練等を実施しなければならない。また、この教育、研修等には、本市の職員も必要に応じて参加できるよう配慮すること。

8 受託者は、従事者を変更する場合は、当初の従事者と同等のレベルで業務を遂行できるよう教育等を行った上で配置すること。

9 受託者は、常に安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、業務従者全員に水道法に規定する健康診断を実施し、委託者に報告しなければならない。

(業務の実施)

第17条 本業務委託の概要は次のとおりである。

(1) 運転管理業務

水道施設、排水処理設備等を管理、運転監視操作をするために施設に常駐し、主に中央監視室において行う以下の日常業務

ア 運転監視操作業務

- ① 中央監視室業務
- ② 脱水機運転業務
- ③ 緊急時の初期対応
- ④ 業務継承と引継ぎ
- ⑤ 報告書等の作成整理及び保管

⑥ マニュアルの作成と見直し

イ 水質監視業務

- ① 水質検査(毎日検査, 水質計器の校正)
- ② ジャーテスト(凝集試験)
- ③ 水処理に関する業務(薬品注入管理)
- ④ 水処理薬品に関する業務(水処理薬品の点検, 月報等作成)
- ⑤ 水質計器の点検

ウ その他関連業務

- ① 門扉の開閉・施錠, ITV 設備等による対象施設構内の監視
- ② 備品・物品(支給品, 貸与品)の管理

(2) 巡視点検業務

各施設における各種機器の運転操作に支障のないように目視等による感覚又は計器類等によりその異常の有無を確認する業務

(3) 保全管理業務

浄水場, 取水場等設備が正常な状態で運転できるようにその機能を維持することを目的とする以下の作業

ア 保守点検業務

- ① 日常点検
- ② 定期点検
- ③ 建築付帯設備点検
- ④ 補修業務

イ 精密点検・試験等

- ① 建築設備関係保守点検等
 - ・空調設備保守点検
 - ・消防設備保守点検
 - ・し尿浄化槽維持管理
 - ・施設清掃
 - ・自家用電気工作物保安管理
 - ・エレベータ点検
- ② 制御・薬注・分析機器等保守点検
 - ・電気計装設備点検 (遠方監視制御装置及び水質計器含む)
 - ・非常用発電設備点検
 - ・無停電電源装置等点検
 - ・薬品沈殿池機器点検
 - ・薬品注入設備点検
 - ・監視魚自動監視装置点検
 - ・排水処理施設点検
 - ・取水堰点検
- ③ その他

- ・浄水池清掃
- ・薬品沈殿池清掃
- ・薬品タンク清掃
- ・急速ろ過池清掃
- ・排水池清掃
- ・沈砂池清掃

(4) その他業務

運転管理業務や保全管理業務を履行するにあたり必要とされている以下に掲げる技術的業務

- ア 委託者が別に発注する業務対応等
- イ 薬品の受入れ業務
- ウ 汚泥搬出に関する業務
- エ 受託者が専門業者に発注する業務対応等
- オ 高間木取水堰焼却ごみ運搬
- カ その他必要な業務

(5) 補修修繕

保守点検業務等で確認された現場での対応が可能な修繕について定めた金額内で行う業務（消耗部品の交換、簡易な補修及び修繕）

(6) ユーティリティ調達業務

受託者自らが発注、調達し支払いを行う物品等の調達及び管理

- ・備消耗品及び材料（水道施設管理用）
- ・燃料（発電機用及び草刈り機用）
- ・電力調達（電灯、動力）
- ・地下タンク点検及び高間木取水堰焼却ごみ
- ・薬品類（次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム、粉末活性炭、苛性ソーダ）

(7) 災害及び緊急時対応業務

- ・設備機器異常・故障発生時の対応
- ・水質事故時等の緊急措置対応
- ・停電、火災、災害（地震、台風、渇水等）発生時の対応

(8) 関連業務

浄水場等の運転管理及び保全管理に係る付随的業務（施設清掃及び植栽管理等）

（業務履行計画書等の作成）

第 18 条 受託者は前条の各業務を実施する上で留意すべき点、効率的・効果的業務方法などについて業務履行計画書に提出し、委託者の承諾を得ること。

2 受託者が提示した業務履行計画書に基づき、委託者、受託者協議して詳細な業務実施計画書(年・月)を定めるものとする。

(業務体制)

第 19 条 受託者が満たすべき業務体制は次の通りとする。

(1) 運転管理業務

運転管理業務は、通年(24時間365日)配置し、施設の運転操作監視及び水質監視を行うこと。ただし、他の方法を採用することで、これらの業務が十分に行えると認められ、かつ、委託者が承認した場合に限り、当該他の方法による監視体制を取れるものとする。

(2) 保守点検業務

業務は平日の昼間勤務とする。

(3) 精密点検・試験等

業務は平日の昼間勤務とする。

(4) 緊急時の対応

水道施設の緊急時に迅速に対応できる人員体制を整備することとする。

(5) 業務責任者は、平日昼間常勤しなければならない。業務責任者が不在の場合は支障なく代わりに業務を行える者が常駐すること。

(6) 関係法令に基づき必要な資格を有する従業者を配置するとともに、業務に必要な能力、資質及び経験を有する人員を適切に配置すること。

(7) 水道施設が災害を受け、又は施設に事故及び故障が発生した場合の緊急連絡体制を確立すること。

(8) 教育・研修により、従業者の知識及び技術の向上を図ること。また、この教育・研修には、本市の職員も必要に応じて参加できるよう配慮すること。

(9) 従業者を変更する場合は、当初の従業者と同じレベルで業務を遂行できるよう教育等を行った上で配置すること。

(業務の基本的要求水準書)

第 20 条 受託者が本業務を履行する上で、受託者が最低限満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 業務の基本的水準

受託者は、自らのノウハウを最大限活用し、水道施設の運転管理及び維持管理を主体的に行い、良質な浄水を安定的に供給しなければならない。また、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図り、安定供給が確保できる十分な業務遂行体制により臨むこと。

さらに、業務の公益性を十分理解し、需要者や地域住民等に対する適切な配慮を行うこと。また、環境に対して十分配慮し、環境負荷の軽減に向けた取組みを推進すること。

(2) 法令の遵守

本業務の履行にあたっては、関係法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

(3) 施設の使用

本業務の実施に要する事務室、更衣室等の施設は、その機能を良好に保ち、且つ、履行にあたっては関係法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

(4) 備品の使用

本業務の履行に要する水質計器品等の備品は、校正、点検整備を十分に行い、その機能を良好に保って、使用の際に支障が無いように管理すること。

(各業務の要求水準)

第 21 条 受託者が各業務を履行する上で、受託者が最低限満たすべき要件は次のとおりとする。

各施設の運転操作は、貸与する ISO9001 に基づく「水道水製造(浄水作業)の品質マニュアル」,「松田新田浄水場運転管理マニュアル」,取扱説明書,操作説明書及び関係図書に基づき、また ISO9001 に該当しない施設については貸与する取扱説明書,操作説明書及び関係図書に基づいて、确实丁寧に行うものとする。

(1) 運転管理業務

ア 運転監視操作業務

① 中央監視室業務

1) 水質管理の基準

受託者は、水質管理の方法を明記した計画を作成し、原水水質の変化に対応するため浄水処理工程における水質管理を徹底すること。また、水質管理に必要な項目の検査、ジャーテスト等の結果により最適な薬品注入率を決定し、水質の向上に努めること。

水道水質については、省令により水質基準値が、またそれを補完するものとして水質管理目標値が定められており、浄水処理においてはこれらの基準値及び目標値を満足する必要がある。また、水質基準については逐次改正の考え方が導入されており、今後更に厳しくなることが予想されることがや、近年の需用者の安全でおいしい水に対する多様でレベルの高いニーズに応える必要がある。運用上の目標水質は事業者の提案によるものとし、本市と協議の上で最終的に設定するものとする。

水質管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

- 1 処理水濁度は、2.0 度以下とする。
- 2 ろ過水濁度は、0.1 度以下とする。
- 3 浄水残塩は、0.4～0.7 mg/l とする。
- 4 浄水 pH は、6.8～7.2 の間で調整する。
- 5 配水残塩は、0.3～0.5 mg/l とする。
- 6 土臭、カルキ臭、カビ臭等への臭気強度を 3 以下とする。
- 7 味が異常でないこと。

2) 水量管理の水準

配水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量の調整、浄水処理工程での水位

等のバランス調整及び配水池水位の監視を行うこと。また、施設能力(浄水能力、配水能力)に応じた配水量の調整を行うこと。

水量管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

- 1 取水量は、最大1.544 m³/秒以下とする。
- 2 配水量は、最大124,000 m³/日以下とする。
- 3 配水池水位は、3 m～5 mの間で調整する。
- 4 濃縮槽汚泥界面は、3.0 m以下とする。

3) 汚泥の搬出に関する業務

汚泥の搬出の際にはケーキホップの運転操作を行い、運搬者に対し委託者の発行する産業廃棄物管理表（マニフェスト）の受渡しを行うものとする。また、翌月の汚泥搬出予定表を作成し、委託者へ提出すること。なお、予定に変更が生じた場合は、速やかに委託者へ報告すること。

浄水発生土に関する含水率の要求水準は以下の通りとする。

- 1 搬出する脱水汚泥含水率は85%以下とする。

また、毎月汚泥の分析試験を行うものとし、分析試験完了後に、分析結果の報告書を提出するものとする。

汚泥の分析項目

溶出試験	含有量試験
六価クロム	総クロム
鉛	鉛
カドミウム	カドミウム
ひ素	ひ素
純水銀	純水銀
総シアン	総シアン
有機リン	含水率
	pH 値

② 緊急時の初期対応

受託者は、水質異常、地震、風水害、その他災害等が発生した場合、施設を安全か

つ正常に運転できるよう、臨機に緊急の措置を講じ、直ちに委託者に報告すること。

③ 業務継承と引継ぎ

日常業務の確実な継続確保と情報の共有を行うこと。

④ 報告書等の作成整理

受託者は、運転管理に係る報告書の作成、運転記録の管理方法をあらかじめ委託者と協議し、これを記録・分析・整理し保管すること。

⑤ マニュアルの作成と見直し

受託者は、安定給水及び効率的な運転を行うために最善の対応を図れるように作業要領、運転操作マニュアル、各種手順書等の作成及び見直しを行うこと。

イ 水質監視業務

① 水質検査(毎日検査)

浄水処理の確認のために行う水質検査を、必要回数実施すること。

また、水質変化時には、確認と原因究明のために必要な水質検査等を早急に実施すること。なお、これらの水質検査等の結果については、適宜報告を行うこと(報告の方法、頻度、報告書の様式等については、委託者と協議の上決定する)。

なお、必要な検査機器、消耗品等は受託者が準備すること。

② ジャーテスト(凝集試験)

適正な凝集剤や凝集補助剤の注入量を確認するために、定期的を実施する他、水質変化時に必要な回数実施すること。

ウ その他関連業務

① 門扉の開閉・施錠、ITV 設備等による対象施設構内の監視

施設の危機管理等に対応するため、監視室での門扉の操作や ITV 操作・モニターの監視を行うこと。

② 備品・物品の管理

受託者は、施設の維持管理を良好に行うために備え付けられている、または貸与されている備品、図書類、鍵類の管理、及び業務履行に必要とされる委託者からの支給品・貸与品の在庫管理を行うこと。

また、浄水場、取水場の運転管理、維持管理を良好に行う上で必要となる完成図書、その他の文書に関して、委託者の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。なお、文書の取扱いについては、委託者が定める文書管理や個人情報保護に関する規定などに基づいて行うこと。

(2) 保全管理業務

ア 保守点検業務

① 日常点検

受託者は、主として電気設備、機械設備の異常の有無や徴候をみつけるため、目視、触感及び異音等の確認により原則として毎日点検を行うこと。なお、日常点検結果の項目、記録の方法については、業務開始前に業務履行計画書上で明示し委託者との協議の上、決定するものとする。

② 定期点検

機器及び設備の機能維持のために、定期的に機器の停止を伴い、測定、調整、オイル交換、給脂、分解清掃等を行うこと。なお、点検結果の項目、記録の方法等については、業務開始前の業務履行計画書上で明示し委託者との協議の上、決定するものとする。

③ 建築付帯設備点検

受託者は、給排水、消防、照明、換気等の建築付帯設備について、その機能を良好に保つために目視、触感及び異音等の確認による点検及びこれらの点検結果の記録を行うこと。

なお、点検結果の項目、記録の方法等については、業務開始前に業務履行計画書上で明示し委託者との協議の上、決定するものとする。

④ 補修業務

受託者は、設備機器の故障又は不具合が生じ、応急に措置しなければならないと判断した場合、施設の機能を維持できるように、臨機に緊急の措置を講じ、直ちに委託者に報告すること。

また、特殊技能や特殊工具を必要としない現場で修理可能なものについては、簡易な補修を行うこと。

イ 精密点検・試験等

受託者は、本要求水準書第17条(2)イに記載の精密点検・試験等を実施するものとする。受託者がこれらの業務を再委託する場合は、あらかじめ委託者の承認を受けること。その点検業者との契約、支払等については、受託者がすべて行うものとする。

(3) その他技術業務

ア 委託者が別に発注する業務対応等

委託者が別に行う点検・工事・修繕等の工程調整、工事立会を行うこと。

イ 緊急時の対応業務

受託者は、水質異常、地震、風水害、その他災害等が発生した場合、初期対応者から業務を引継ぎ、応援要員による現場作業、待機用務、清掃業務を行うこと。

ウ 薬品等の受入れ業務

受託者は、各水道施設における水道用薬品、燃料等の受入れ立会業務を行うこと。

- ① 次亜塩素酸ナトリウム
- ② ポリ塩化アルミニウム
- ③ 苛性ソーダ
- ④ 水道用粉末活性炭
- ⑤ 重油
- ⑥ 軽油
- ⑦ ガソリン
- ⑧ ヘリウムガス

エ 臨時の水質検査

受託者は、水質異常、地震、風水害、その他災害等が発生した場合、初期対応

者(委託者・受託者とも)から業務を引継ぎ、応援要員による採水等を含む水質検査等業務を行うこと。なお、これらの水質検査等の結果については、適宜報告を行うこと(報告の方法、頻度、報告書の様式等については、委託者と協議の上、決定する)。

オ 受託者が専門業者に発注する業務対応等

受託者が専門業者に発注する業務に係る設計図書作成、工事調整、立会い等は受託者自らの責任により適切に実施すること。

カ 水道用薬品、燃料等物品調達に係る業務

受託者が調達する水道用薬品、燃料等物品に係る発注、支払い、資料の作成等の事務処理作業は受託者自らの責任により適切に実施すること。

(4) 修繕補修業務

受託者は、簡易な補修では対応困難なものについて1件当たり200万円未満を上限として、修繕補修を実施するものとする。

なお、修繕補修については、これを記録し保管すること。データの項目、記録の方法については、協議の上決定することとする。

(5) 薬品等調達業務

ア 水道用薬品の調達

最適な浄水処理により良好な水質を保持するために必要な次の水道用薬品(水質測定用の試薬類を含む。)の調達については、受託者にて行うこと。

なお、調達する薬品の品質は別紙のとおりである。

- ① 次亜塩素酸ナトリウム
- ② ポリ塩化アルミニウム
- ③ 苛性ソーダ
- ④ 水道用粉末活性炭

イ 施設運転に係る燃料の調達

水道施設の運転管理を良好に行うために必要な各種燃料の調達は、受託者が行うこと。

- ① 重油
- ② 軽油
- ③ ガソリン

ウ 電力の調達

水道施設の運転管理を良好に行うために必要な電力の調達は、受託者が行うこと。また、受託者は効率的な運営に努め、省エネルギー及び省資源に尽力すること。

エ その他の消耗品類の調達

委託業務の実施に要するすべての消耗品類の調達については、受託者が行い、その調達にあたっては、水道施設の運転管理に支障をきたすことが無いように、適正に行うこと。

(6) 関連業務委託

ア 除草及び植栽管理業務

受託者は、水道施設の除草を年3回以上実施し、植栽管理を適時実施して、維持管

理上支障の無いよう行うこと。また、周辺住民に不快感を与えないように維持管理を行うこと。

(技術レベル向上の取組)

第 22 条 受託者は、浄水場、配水場等の管理において、その技術レベルが向上するよう心がけなければならない。

2 受託者は、浄水場、取水場の管理技術の継承に努め、技術研修の実施や資格取得の推進により業務従事者の技術レベルの向上を図るとともに、業務委託の履行で習得したノウハウについては文書でとりまとめ、委託者に報告するものとする。

3 受託者は、次に示す研修等に参加しなければならない

(1) ISO 9 0 0 1 研修等

- ・新所属者研修
- ・危機管理研修
- ・フォローアップ研修
- ・維持管理研修
- ・ISO 推進委員会
- ・内部監査
- ・外部監査

(車輛の運行)

第 23 条 受託者は、運転管理業務や保全管理業務等において、場外で作業する場合は受託者が所有または賃貸借する車輛を使用し、受託者の従事者の運転で運行すること。

2 受託者が使用する車輛には、委託者の承認を受けて水道業務に従事していることを示す表示を施すものとする。

3 委託者と受託者が同じ車輛に乗ってはならない。

4 受託者の車輛事故については、受託者が一切の責任を持つものとする。

5 受託者は、巡視車 3 台以上を用意し「宇都宮市上下水道局松田新田浄水場業務委託車」の表示をすること。

6 松田新田浄水場、高間木取水場に各 1 台ずつ活性炭運搬用のバッテリー式フォークリフトを置くこと。なお、高間木取水場には、最大揚高 4, 5 0 0 mm 以上とすること。

(守秘義務)

第 24 条 受託者は、業務で知り得た委託者の施設及び委託者の関連情報を業務以外で使用し、又は他に漏らしてはならない。

2 受託者は、委託者の承諾を得て管理している書類や図書を委託者の許可なく外部に持ち出したり、他人に閲覧、複写、譲渡等をしてはならない。

(雑 則)

第 25 条 受託者は、契約書、性能仕様書、本要求水準書及びその他の関係書類の中で記載

されていない事項であっても，また業務履行上で委託者から指示されていない事項であっても，施設運転管理上，当然必要な業務等は行うものとする。

(疑 義)

第 26 条 本要求水準書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には，委託者，受託者協議上，定めるものとする。